院内掲示・患者様へのご案内

・時間外対応加算について

当院は、月から土曜日の 9：00～12：００を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、土曜日１２：００以降は夜間早朝加算が適用されます。

・外来感染対策向上加算について

初診の患者様に対し、外来感染対策向上加算が適用されます。当院では、院内感染対策として、必要に応じて次のような取り組みをおこなっています。

○感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。

○院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に研修会を年に２回実施します。

○感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウィルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と分けての対応とします。

○抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。

○標準的感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員全員がそれに沿

って院内感染対策を推進していきます。

○感染対策に関して広島市医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

当院では、感染防止対策を医院全体として取り組み、患者様・職員・その他医院に関わる全ての人を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

・明細書の発行について

当院は、領収書発行の際に、明細書を無償で発行しております。
発行を希望されない方は、窓口にその旨をお伝えください。

・一般名での処方について

後発医薬品のあるお薬については、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

・生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）について

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。
２０２４年６月１日から厚生労働省の指針通り、高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれ

かを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書『へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願いします。

・特定疾患療養管理料について

当院では、『特定疾患療養管理料』を算定しております。

２０２４年9月1日

どい医院